

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 鎮魂祭の祭祀構造に関する一考察

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-10<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 塩川, 哲朗<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00002325">https://doi.org/10.57529/00002325</a>                  |

## 鎮魂祭の祭祀構造に関する一考察

塩川 哲朗

鎮魂祭とは、『神祇令』仲冬（十一月）寅日の祭りとして規定された国家祭祀であり、初見は『日本書紀』天武天皇十四年十一月丙寅（二十四日）条とされる。令制祭祀である鎮魂祭の具体的な内容は『貞観儀式』・『延喜式』や『江家次第』など平安時代以後の史料から理解することができるが、奈良時代以前の具体的な実施状況は不明である。

古代鎮魂祭の研究は伴信友の「鎮魂傳」<sup>(1)</sup>における基本史料の包括的検討に始まり、祭祀・儀式の観点や歴史・民俗学<sup>(2)</sup>、神話研究の観点<sup>(3)</sup>、近世白川家における再興<sup>(4)</sup>、など様々な視点からの研究が数多く存在する。しかし、祭儀所作の解釈や鎮魂祭そのものの意味と淵源を巡って議論は錯綜しており、奈良時代以前の史料の僅少性と相俟って、古代における「鎮魂」の明快妥当な解釈を即座に導き出すのは困難な状況にある。現在の状況から研究をさらに発展させていくには、儀式次第が明瞭に記された『貞観儀式』や『延喜式』などの儀式書を再検討していくことが必要なのではないだろうか。儀式の構造への理解を深化させることで、「鎮魂」の語義や淵源に捉われすぎない実態に即した鎮魂祭の理解が得られると考えられる。

そこで本論考は、平安時代の儀式次第を基に、従来検討されてこなかった祭祀の二重構造の観点から考察を行う。具体的には祭祀の場・祭祀の対象・祭祀の執行者・祭料の供出元などを検討することで、その祭祀構造の特徴を分析し、鎮魂祭儀の基本構造を明らかにし、鎮魂祭解釈の一つの土台を作りたいと考える。その上で古代鎮魂祭をどのように位置付けられるのか考察してみたい。

### 一、『貞観儀式』『延喜式』に基づく鎮魂祭儀の次第

まず、『貞観儀式』を基本として『延喜式』を始めとする各儀式書との相違点を確認しながら、古代鎮魂祭の祭儀次第を見て行きたい。『貞観儀式』の次第をまとめると以下の通りとなる。

#### 『貞観儀式』

- ① 西二点（十八時頃）、大臣以下、西舎の座に就く
- ② 神祇伯以下、琴師・御巫・神部・卜部を率いて参入、神宝・神机・琴を堂上に置く
- ③ 大膳職・造酒司、八代物を供える
- ④ 縫殿寮、猿女を率いて参入
- ⑤ 内侍、内裏より御衣の入った匣を持ち座に就く
- ⑥ 治部省、雅楽寮の歌人・歌女を率いて参入
- ⑦ 大臣、西舎より出て堂上の座に就き、召使を介して式部を喚び、官人達の入場を命じる
- ⑧ まず（太政官人などの参列者のうち）五位以上の者が堂上の座に就き、式部省入場、東舎の座に就く
- ⑨ 大臣、召使を介して大藏省を喚び、鬘木綿を賜い、大藏省の丞が神祇官人に、録が五位以上に、史生が判官以下

主典以上に、蔵部が史生以下にそれぞれ木綿を配る

⑩神祇伯、琴師・笛工に「琴笛相和」（「みことにふえあはせ」と命じ、先ず笛一曲、次に琴、終わって琴に合わせて神部が歌を二つ成し、雅楽寮も同音の歌を二つ成し、神部一人が拍手する。そして御巫が舞い、その舞毎に巫部が三回誉める（「あなたふと」）

⑪大蔵録、安芸木綿を筥に入れて神祇伯の前に置き、御巫、うけ槽を覆せてその上に立ち、杵で槽をつき、十度毎に神祇伯が木綿鬘を結ぶ

⑫御巫、舞を終え、次に諸御巫・猿女の舞、次に宮内丞一人、次に侍従二人、次に内舍人二人、次に大舍人二人、それぞれ舞い、終りて本の座に戻る

⑬弁大夫、官掌を介して宮内省を喚び、御飯を賜わらす

⑭大膳、御飯を先ず神祇官、次に大臣以下官人に賜い、皆で三度手を拍ち、杯を三度回し、一度手を拍つ

⑮退出

『延喜式』

①中つ寅の日の申の時（二六時頃）五位已上と諸司の官人、宮内省に参集

②大臣もしくは参議已上、西舎の座に就く

③神祇官人・神部（青摺衣）、御巫等を率いて参入、庁上の座に就く

④内侍、御服を持ち内裏より退出

⑤大膳職・造酒司、八代物を供えて参入

⑥縫殿寮、猿女を率いて参入

⑦ 大臣、昇りて座に就き、式部を喚し、諸司を参入させる

⑧ 治部省歌女参入

⑨ 大蔵省を喚して鬘木綿を賜しむ

⑩ 神祇伯、御琴弾・笛工に「御琴笛会之」と命じる

⑪ 先ず笛を吹き、琴を調べ、歌を奏し、神部、堂上で拍手する

⑫ 御巫・猿女が舞、終わって神祇官の五位・六位（中臣・忌部）各一人、侍従五位以上二人、宮内丞一人、内舍人二人、大舍人二人、順々に庭で舞う

⑬ 弁官、宮内省を喚して酒食を賜い、行酒三杯し、後手を拍ち退出

基本的な次第は『貞観儀式』と『延喜式』においてほぼ変わらない。しかし、『延喜式』では、貞観儀式⑪の所作（御巫がうけ槽を覆せて銚でつき、神祇伯が木綿を結ぶ）が記載されていない点に特徴がある。しかし、『延喜式』規定の祭料に「宇気槽一隻」とあるために、うけ槽を使用した祭儀は『延喜式』の次第では単に省略されていたものと考えられる。

また、『延喜式』「中宮職」では、鎮魂祭日に中宮職の亮・進・属等が宮内省に参向すること、また天皇の御服と共に中宮の御服も陣列して宮内省に向かうことが規定されており、中宮の鎮魂祭も天皇の鎮魂祭と同時に行われていたことが解る。『延喜式』「春宮坊」の規定から、東宮鎮魂祭は十一月巳日に宮内省で行われていた。

『貞観儀式』と『延喜式』の式次第から、鎮魂祭は宮内省を祭場とし、神祇官・太政官・縫殿寮・式部省・治部省・大蔵省・宮内省などが主に参加する儀式であったことが解る。また、天皇の出御は存在しない。式次第の中心は、

← 琴・笛・歌の奏

← 御巫の舞

← 御巫がうけ槽を鉾でつき、十度毎に神祇伯が木綿を結ぶ

← 猿女・諸官人の舞

← 御飯を賜う

であったことが解る。

『延喜式』以後成立の『西宮記』『北山抄』『小野宮年中行事』『江家次第』においても基本的な祭儀の流れは『貞観儀式』とほぼ同様である。しかしこれら四種の儀式書においては、天皇の「御服」(御衣)の入った箱を開けて振動させる、という所作の記述が加わっている点に大きな特徴がある。

『政事要略』所引「清涼記」では、

内侍経<sub>レ</sub>奏率<sub>二</sub>藏人一人御匣殿藏人女孺洗人等<sub>一</sub>、内侍式云、率<sub>二</sub>命婦女藏人二人諸官女孺各一人<sub>一</sub>者、近代所<sub>レ</sub>行減<sub>二</sub>此員<sub>一</sub>、令<sub>三</sub>内藏寮持<sub>二</sub>御服<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>机上<sub>一</sub>、向<sub>二</sub>宫内省<sub>一</sub>衝<sub>二</sub>宇気<sub>一</sub>之間、藏人開<sub>二</sub>御服箱<sub>一</sub>振動、訖<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>宮、明日奏<sub>二</sub>返事<sub>一</sub>、

とあり、『西宮記』以下と同様、内裏（貞観殿の中にある御匣殿）よりもたらされた天皇の御服は、御巫がうけ槽をつく間、女藏人によって振動されていた。

『貞観儀式』『延喜式』においては、内侍が御服を内裏よりもたらす事は記されているが、その振動については記述されていない。この点、儀式次第の平安期における変化とする見解もあるが、天皇の御服に関する所作が「式」では伏せられていた可能性を指摘したい。天皇に常侍する内侍は天皇の言葉を伝達する存在であり、内裏からもちらされる御服は天皇の御服を意味する。いわば天皇に關係する作法は「式」には具体的に記されず、諸司と物品の動きのみが記されたのではないだろうか。この点は、『貞観儀式』「六月十一日神今食儀」「踐祚大嘗祭」に天照大神に奉る神饌の行立は記されても、具体的な天皇の供膳の所作は記されていない事と同様であったと考えられる。天皇の供膳次第は「内裏式」「清涼記」逸文などで見る事ができる。<sup>7)</sup>『貞観儀式』『延喜式』は諸司のための規定であり、天皇関係の内々の動きを記すものではなかったことが伺える。

また、『貞観儀式』『延喜式』には猿女の舞が記述されるが、『西宮記』には猿女の参入のみしか記載されず、『北山抄』『江家次第』に至っては猿女の参入も存在していない。平安中期以後、猿女の鎮魂祭儀にける位置付けは大きく低下したものと見られる。

御巫の舞も『貞観儀式』『延喜式』と『西宮記』には記されるが、『北山抄』『江家次第』では御巫がうけ槽をつく儀は記されるものの、御巫の舞の事は記されていない。平安後期においては、鎮魂祭儀の中核がうけ槽をつく儀と御服の振動に集約されて考えられた可能性が指摘できる。

## 二、『延喜式』に見る鎮魂祭の祭祀構造

ここからは『延喜式』を中心に古代鎮魂祭の特徴を考察して行きたい。

鎮魂祭の特徴として、まず鎮魂祭の祭場が宮内省であったことが挙げられる。『延喜式』鎮魂祭条には「神八座（神魂 高御魂 生魂 足魂 魂留魂 大宮女 御膳魂 辞代主）」と「大直神一座」が冒頭に掲出されており、神祇官齋院に坐す八神の座をわざわざ宮内省に移して祭儀が執行されていた。

場所を宮内省から神祇官に移して執行された例も存在するが（貞観元年、元慶元年（『三代実録』）、天慶九年（『北山抄』、など）、大嘗祭執行や穢などで宮内省が使用できないための措置であった。宮内省の庁舎は『江家次第』に「近代彼省無<sup>一</sup>一屋<sup>一</sup>、仍曹庁跡立<sup>三</sup>平張<sup>一</sup>行<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>」と記されるなど、平安後期には建物が存在しておらず、宮内省の跡地に幄舎を立てて鎮魂祭を執行していた。『薩戒記』に引く「深山御記」や「或人之次第」においても宮内省跡地に幄を立てて執行されており（中山定親上卿の際は幄を立てずに執行された）、鎮魂祭は宮内省において執行されるべきものであったことは間違いがない。

では何故八神の坐す神祇官で行われずにわざわざ宮内省に場所を移して行われたのであろうか。『職員令』には神祇伯の職掌として「鎮魂、大嘗」が記述される。『令集解』には『神祇令』にその二祭が記されていないながら職員令に重ねて載せた問の答として「此<sup>一</sup>二祭者。是殊為<sup>二</sup>人主<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>群庶<sup>一</sup>。」とする文を載せている。その通り、鎮魂祭は天皇のための祭祀であり、庶人の祭祀とは一線を画するものと考えられる<sup>8)</sup>。

また、宮内省の重要な職掌には天皇親祭用の神膳と天皇供御の産品を生育・保存することがあり、宮内省は内廷的性質を持ち、そのために新嘗祭・神今食において奉仕する小斎の宮内官人が多いことが指摘されている。『貞観儀式』「六月十一日神今食儀」では、祭りの当日、神今食に供奉する六位以下の小斎官人の卜定が神祇官人の宮主・卜部等によって宮内省において行われている。鎮魂祭は天皇関係の祭祀であるために、その祭儀は神祇官よりも宮内省で行われる方が自然であったものと考えられる。

また、儀式次第において、宮内省の正庁には大臣や内侍はもちろんであるが、神祇官人も座が設けられ、堂上に



において主に御巫によって祭儀が執行されていた。鎮魂祭の執行主体に神祇官が存在したことの表れと考えられる。

ちなみに同じく神祇官人が関わる祭祀に祈年祭などの班幣祭儀が存在するが、その際は神祇官齋院の西舎の座に神祇官人は就き、北庁に大臣の座が存在した。班幣の実行者は神祇官人であるものの、神祇官人の座が北庁でなく西舎であったことは、班幣の中心が祭庭に並べられた幣帛そのものにあつたことに起因すると想定される<sup>(10)</sup>。班幣祭儀は国家から官社への幣帛頒布であり、執行命令を下すのは太政官であつて、神祇官は太政官の下で国家祭祀を執行（幣帛の準備・頒布、祝詞の宣読）する存在と位置付けられる。

鎮魂祭においても神祇官人は大臣の指揮下にあり、祭祀の専門集団として祭儀を執行する存在である。その座が宮内省の正庁に存在したことは、御巫の奉斎する八神の座が宮内省の北庁に設けられたこと、鎮魂祭儀の中心にその八神を奉斎する御巫が存在したことに因るのではないか。『貞観儀式』では神祇官人は西階より堂上の座に就き、伯以下・使部以上東面南上、御巫南面東上」とあり、伯以下の神祇官人は堂上の西側に東を向いて列をなし、御巫は南面していた。『北山抄』によると上卿は東第三間で北面しており、『江家次第』によると東第一間に楛棚を立てて祭物を置き、うけ槽もその付近に安置していた。宮内省の正庁は東側に祭物を供えられる八神・大直神の座があり、その神々に対して西側に諸司が並んで祭儀が執行される構造となつていた。つまり、鎮魂祭においては宮内省正庁の堂上に座が設けられる八神と大直神がその中核に存在し、祭儀はその神々を対象として執行されたと考えられるのである。

その八神は神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辞代主であるわけだが、この八神は祈年祭祝詞第四段に「大御巫能辞竟奉皇神等能前亦」申す詞章に「神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮乃壳・大御膳都神・辞代主」として登場し、ここでは「皇御孫命御世」が「手長御世」「茂御世」とすることが八神へ幣帛を奉る理由であるとしている。天皇の御世の繁栄が八神への祭祀の恩恵であるとしているのである。祈年祭祝詞第四段では「皇

吾陸神漏伎命、神漏弥命<sup>登</sup>、皇御孫命<sup>能</sup>宇豆<sup>力</sup>幣帛」として皇祖神と天皇の名が列記して八神に奉る幣帛の名称がなされているが、祈年祭祀詞中この名称が読まれるのは八神と「天照大御神」（祝詞第七段）のみである。天照大神は当然であるが、八神への幣帛がそれに准じた名称となっている点は注目すべきである。八神は祈年祭祀詞において天照大神に准じる対応が取られ、天皇を守護する重要な位置づけを持っていたと言える。

また、八神そのものの奉斎時期は判然としないが、祈年祭祀詞は段階的に形成されたものと考えられ、祈年祭の祭神と天皇守護神を取り込んだ設定は天武二年の大嘗祭祀体系化に伴うものとされている<sup>(1)</sup>。また、八神を奉斎する御巫は天皇の身体や居住空間の穢れを祓うために設定されたもので、その淵源は古くに遡るともされる<sup>(2)</sup>。

『延喜神名式』では八神を「御巫祭神八座（並大、月次新嘗、中宮東宮御巫亦同）」としており、天皇・中宮・東宮それぞれの御巫が存在し、八神を奉斎していた。これは、天皇・中宮・東宮に対する鎮魂祭と対応関係にあるものと考えられる（天皇・中宮は同時に行われるが東宮のみ別日程）。

御巫は鎮魂祭や八神の奉斎以外にも、六・十一・十二月の一日～八日にかけて行われる御贖祭や、園韓神祭（二月春日祭後の丑日・十一月新嘗祭前の丑日）、神今食・新嘗祭にて行われる大殿祭、大嘗祭御禊行幸にも供奉し、大嘗祭卯日には天皇を先導する役として中臣・忌部・猿女と共に供奉している。

御贖祭は天皇親祭（神今食・新嘗祭）が行われる月の初めに、御巫が内裏に持ち運んだ贖物（「折敷」「かはらけ」の上に貼った紙に穴を開けて御息を入れる儀であり（『年中行事』『東宮年中行事』『建武年中行事』）、天皇の身体に直接関わるものであった）。

八神を奉斎する御巫の他にも御門・生鳥・座摩の巫が存在し、皆神祇官斎院に坐す神を奉斎する存在である。祈年祭祀詞で天皇の住まう宮の殿舎・門、天皇の統治する国土の安寧がその巫の祭る神々への詞として述べられている。

御巫は御贖祭で天皇の齋戒に奉仕し、大嘗祭にも供奉しながら、天皇親祭における神饌供進には全く関わっておらず、御巫は天皇祭祀に供奉するためにその存在があつたわけではない。御巫が奉仕する四時祭は御贖祭を含めて皆神祇官が関わる祭祀であり、大嘗祭供奉も神祇官や中臣・忌部と共だつた行為であつた。園韓神が宮内省に坐す神であることも踏まえると、御巫は、神祇官の管轄下で、天皇の住まう宮域内の祭祀を行うための清浄な奉仕者であつたと考えられる。そのために神祇官齋院に坐す天皇守護神である八神の祭祀を御巫が担当し、天皇の齋戒にも奉仕したのであろう。

しかし、御贖祭と鎮魂祭は天皇関係の祭儀であるが、一方は六・十一・十二月初旬における天皇の齋戒への奉仕であり、一方は十一月の新嘗祭（・踐祚大嘗祭）前日に八神・大直神を祭る国家祭祀であつて、両者は日程的にも質的にも差異が存在した。それは偏に鎮魂祭における八神・大直神の奉祭の存在と、それが「嘗」祭のみに連動することによるであらう。<sup>13</sup> 天皇の齋戒にのみ関与する御贖祭と『神祇令』祭祀であり神祇官以外の諸司も参加する国家祭祀としての鎮魂祭という両者の祭祀そのものの位置付けは大きく異なる。

鎮魂祭にて祭られる御巫奉齋の八神は、祈年祭祝詞の詞章などから天皇を守護する重要な存在であつたわけだが、鎮魂祭で八神と共に祭られる大直神は『古事記』によると八十禍津日神と大禍津日神の次に「為<sub>レ</sub>直<sub>二</sub>其禍<sub>一</sub>而所<sub>レ</sub>成神」として「神直毘神」の次に現れる「大直毘神」と同種の神と想定され、「禍」を直す神として鎮魂祭に祭られるものと考えられる。

この八神と大直神には大膳職と造酒司により「八代物」が供えられると『貞観儀式』（次第③）『延喜式』（次第⑤）に見られるが、『延喜式』「大膳職」には「大直神一座」の条に神饌が規定されている。品目は「東鯨・烏賊・堅魚・鮭・鯛・腊・海藻・鹽・糯米・大豆・小豆・生栗子・搗栗子・干柿・橘子・酒」等であり、「鹿筍・食薦・輿籠・置簾・櫛」等に乗せて奉られたものと考えられる。この条文には大直神のみ東鯨・烏賊・堅魚・鮭・腊・海藻を増量する

ことが規定されており、大膳職の準備する神饌は大直神により手厚いものであった。『延喜式』『造酒司』にも「鎮魂祭料」として「酒・木綿・播磨櫛・都婆波・柑・土蓋・小匱・缶・篋竹」が供神料として規定されている。これら大膳職と造酒司が準備する供神物が儀式次第に見える「八代物」の内容であると考えられる。

また、『貞観儀式』次第②に「神宝」が神祇官の神部によって堂上に置かれるが、これも八神と大直神への奉納物と考えられる。これは『先代旧事本紀』に見える「十種神宝」であるとする見解もあるが、『延喜式』鎮魂祭条にはその「十種神宝」に相当する物品は見出されず、代わりに「大刀・弓・矢・鈴・佐奈伎(さなき)・施・木綿・麻・筥・宇氣槽」などが見える。恐らくこの内の太刀・弓・矢などが『貞観儀式』に見える「神宝」に相当すると考えられる。

またこの条には「鹿筥・明櫃・供御飯笥・御食料稻・案・白・杵・櫛・薦・韓竈・杓・盆・塙・裏葉薦」も記され、以下の規定が存在する。

右、其日、御巫於<sub>二</sub>官齋院<sub>一</sub>春<sub>レ</sub>稻、簸以<sub>二</sub>鹿筥<sub>一</sub>、炊以<sub>二</sub>韓竈<sub>一</sub>、訖即盛<sub>二</sub>藺筥<sub>一</sub>、納<sub>レ</sub>櫃居<sub>レ</sub>案、神部二人執向<sub>二</sub>祭所<sub>一</sub>供之、

御巫は齋院で稻を春き、鹿筥で簸し韓竈で炊き藺筥に盛って明櫃に納めて案に置く。この御巫が神祇官齋院にて炊飯した御飯は神部二人によって「祭所」に供えられる。これは『貞観儀式』次第②に相当すると考えられ、御巫の炊飯した御飯は「神宝」と共に宮内省堂上に座が敷かれる八神と大直神に奉られたと考えられる。松前健氏(17)や義江明子氏(18)はこの御巫の御飯は八神に対してではなく、遊離魂に対してであるとするが、『延喜式』の規定では八神と大直神に続く太刀以下の幣帛に御飯の材料が含まれて列記されており、またこの御飯だけ他の幣帛とは別に供え

られていた記述は存在しない。御巫の炊飯した御飯は八神と大直神に対して奉られたと考えるのが妥当である。御巫は鎮魂祭において舞とうけ槽をつく儀を行うわけだが、その所作について『西宮記』は、

御巫依<sup>レ</sup>例於<sup>レ</sup>「供神棚下」舞。内蔵寮持<sup>レ</sup>御服<sup>レ</sup>置<sup>レ</sup>机上。衝<sup>レ</sup>宇氣<sup>レ</sup>之間、藏人開<sup>レ</sup>箱振動。

と記す。御巫は八神と大直神の前で舞を行い、うけ槽をつく儀を行う。内裏よりもたらされた天皇の御服を振動させる儀もその御巫の所作の間に行われる。鎮魂祭儀の中核は御巫の行う儀にあり、その対象は御巫が奉斎する神祇官齋院の八神と「禍」を直す大直神であったと考えられる。その神々に御巫自らが炊飯した御飯を奉るのであるから、鎮魂祭の中心には神祇官齋院八神とその奉斎者である御巫の密接な関係性が存在していると言える。

前述したとおり、鎮魂祭の祭場が宮内省であったのは、鎮魂祭が天皇関係の祭祀であったためであるわけだが、鎮魂祭には天皇の出御は存在しない。この点、天皇親祭である新嘗祭・神今食などとは一線を画す。例えば鎮魂祭において諸官人に給付される「木綿」は大蔵省によって準備・配布されるが（『貞観儀式』次第⑨『延喜式』次第⑨、『延喜式』大蔵省）、『延喜式』大蔵省によると、大蔵省は神今食・新嘗祭においては主に舗設に関わっていた。それに対して内蔵寮は『延喜式』内蔵寮によると、伊勢への九月十一日例幣や公祭において幣帛を準備し、毎月晦日の御贖にも関わるなど内廷的性質が濃い。

鎮魂祭において八神と大直神に供える神饌を準備するのは大膳職であったわけだが、『延喜式』大膳職によると神今食においては神物を乗せる輿籠、簀、榭と祭祀に供奉する小斎官人への給食を準備していた。この点は新嘗祭においてもほぼ同様である。それに対し、神今食・新嘗祭において実際に天皇が天照大神へ奉る神饌は内膳司によって準備されていた（『延喜式』内膳司）。内膳司は天皇の日常の御膳を供する職掌を持ち、よって天皇親祭の

際の神饌・御膳を用意することになったと考えられている<sup>(19)</sup>。

つまり、鎮魂祭は天皇関係の祭祀でありながら、新嘗祭・神今食などと比して外廷的性質が強い祭祀であったことが解る。これは、鎮魂祭は天皇が行う祭祀ではなく、あくまで天皇のために諸司が行う祭祀であったためであると考えられる。鎮魂祭にて中核となる八神・大直神の前で行う祭儀も、八神の奉斎者が天皇ではなく御巫であるために御巫が行うのであり、天皇の出御は必要とされず、女官がもたらす御衣の存在で充分であった。天皇自ら祭るのはあくまで天照大神一神のみであり、天皇を守護する存在である神祇官斎院の八神も天皇は直接祭ることはできず、庶女から選定され、天皇の斎戒や宮城内の祭祀に奉仕する御巫にその奉斎が任されなくてはならなかったと考えられる。その背景には各神祇の祭祀権の独立性が存在しており、直轄性の強い八神の奉斎においてもその歴史的背景に准じたものと想定される。

鎮魂祭における御衣振動に関して、安江和宣氏は、天皇の毎月・毎日の祓にも御衣が用いられていたことから、御衣の振動は御体への祓でありかつ鎮魂であるとしている<sup>(20)</sup>。しかし、鎮魂祭で使用された御衣を天皇が着すことはなく、十二月に神祇官の斎戸にて鎮魂祭儀で結ばれた木綿と共に天皇の長久を祈って鎮められる(『延喜四時祭式』、『日本三代実録』貞観二年八月二十七日条)<sup>(21)</sup>。このことは中宮・春宮の御衣も同様であった。『延喜祝詞式』「鎮御魂斎戸祭」ではこの御衣を「奉御衣<sup>被</sup>上下備奉<sup>奉</sup>」と表現し、続いて幣帛を列記し、「皇<sup>皇我</sup>朝廷<sup>乎</sup>常磐<sup>亦</sup>堅磐<sup>亦</sup>斎奉<sup>亦</sup>、茂御世<sup>亦</sup>幸<sup>開</sup>奉給<sup>与</sup>、自<sup>此</sup>十二月<sup>一</sup>始、来<sup>十二月</sup>至<sup>万</sup>平<sup>久</sup>御坐所<sup>令</sup>御坐<sup>給</sup>止、今年十二月某日斎<sup>比</sup>鎮奉<sup>止</sup>申」と述べている。鎮魂祭で使用された内裏の御衣は神への奉り物として表現され、その御衣を斎戸に鎮めることで一年間の天皇の安泰が祈念されていた(「御坐所に御坐さしめ給へ」。御衣は祭祀対象と言うより祭祀に奉られる物品とする方が適切であろう。鎮魂祭における御衣は天皇の出御に比された面もあるが、天皇の実態的な玉体と直接には関係せず、あくまで神祇官の祭祀に内裏の御衣が用いられたにすぎなかった。

ちなみに、『職員令』神祇伯の職掌条に「鎮魂、大嘗」が特記されていたが、鎮魂祭と新嘗祭（大嘗祭）が密接な関係性を有していたことは、『延喜式』で鎮魂祭が中寅日、新嘗祭が中卯日に執行すると明記され、鎮魂祭は新嘗祭の前日に行うものであったことから解る。『延喜式』「踐祚大嘗祭」においても鎮魂祭は大嘗祭卯日の前日に尋常の如く執行されるものと規定され、両祭は連動するものとして認識されていた。

新嘗祭の祭日は『神祇令』では仲冬（十一月）の「下卯大嘗祭」とし、『令義解』では月に三卯あれば中卯日を祭日とし、『令集解』所引『令釈』でも中卯日に当たる場合はそれを下卯と為す、としている。新嘗祭の祭日は十一月に二つ卯日があれば下卯日を用い、三つ卯日があれば中卯日を用いるものであった。新嘗祭は天武紀六年十一月己卯（二十一日）の記事が存在し、この時十一月には二つ卯日があり、下卯日に新嘗祭が執行されていたことから、新嘗祭の祭日の設定は天武天皇六年にまで遡る。鎮魂祭の初見と考えられる『日本書紀』天武天皇十四年十一月丙寅（二十四日）条の記事、「是日。為<sup>二</sup>天皇「招魂之」の記事においても「招魂」が天皇のために十一月寅日に行われていた。天武紀十四年十一月には二つ寅日があり、二番目の寅日（下寅日）が天皇のための鎮魂儀の祭日に選ばれている。新嘗祭の祭日がこれより前に定められていたと考えられるため、『日本書紀』に記載はないが、十一月丙寅「招魂」の翌日に新嘗祭が執行されていたことが想定される。新嘗祭（大嘗祭）と鎮魂祭の祭日の連動性は天武天皇十四年まで遡ると考えられる。

しかし、鎮魂祭と新嘗祭の祭日が連動するとしても、両祭には構造上の大きな違いが存在する。新嘗祭（大嘗祭）は天皇が天照大神に神膳を供する儀を中核とする天皇親祭であるが、鎮魂祭はその前日に天皇を守護するため、神祇官齋院に坐す八神と大直神を御巫が祭り、諸司が供奉する祭祀であった。鎮魂祭と新嘗祭（大嘗祭）は共に天皇関係の祭祀であるが、新嘗祭の祭祀主体者は天皇であり、鎮魂祭はその天皇のために御巫や諸司が主体となって神祭を行う祭儀であるという構造上の差異が存在するのである。そのために、鎮魂祭に天皇は直接何も関わらず、外

廷的機構の関与の下で祭儀が執行されることとなったと考えられる。

### 小結

『延喜式』等に基づく鎮魂祭儀の祭祀構造から、鎮魂祭儀は宮内省堂上において天皇を守護する八神や大直神に向けて御巫の炊飯した御飯を含む神饌や神宝(幣帛)を供え、御巫が舞や儀式を行うものであったことが明白となった。女官のもたらず御衣の振動も御巫の所作に合わせられており、祭儀の中心は八神の奉斎者である御巫であった。

鎮魂祭は天皇関係の祭祀であるが、天照大神を天皇自ら祭る天皇親祭とは一線を画し、祭儀自体はあくまで諸司が天皇のために行う祭儀として完結していた。そのため、天皇の出御は要されなかった。鎮魂祭は天皇のために八神と大直神に対し祭儀を行うものと結論付けられるが、その祭儀に天皇の出御がないことは、鎮魂祭が諸司の行う祭儀であることと、八神を天皇が直接奉斎することはせず、御巫に任せるものであったことにも起因していた。

### 三、鎮魂祭の淵源と儀式次第との関連性

鎮魂祭の淵源は周知のとおり、記紀に見える天鈿女命の所作と、『先代旧事本紀』に見える物部氏の「鎮魂」の儀であると考えられている<sup>24)</sup>。平安時代の史料においては、『江家次第』に以下のように記されている。

次御巫衝宇氣、(神琴師彈<sup>二</sup>和琴<sup>一</sup>、衝宇氣、神遊儀也、神代上卷、ウケ船フミト、コカス義也、以<sup>二</sup>賢木<sup>一</sup>衝<sup>二</sup>槽上<sup>一</sup>也、(結<sup>レ</sup>糸自<sup>レ</sup>一至<sup>レ</sup>十、宇麻志麻治命十種宝振<sup>レ</sup>之返<sup>レ</sup>死之縁也、用<sup>レ</sup>糸自<sup>レ</sup>一至<sup>レ</sup>十計<sup>レ</sup>之也、)

右の記事より、大江匡房の時代には鎮魂祭の儀のうち、御巫のうけ槽をつく儀は『日本書紀』天磐戸神話、天鈿



女命の所作と同義であり、神祇官が木綿を結ぶ所作は物部氏の祖、宇麻志麻治命が十種瑞宝を振ることにつながると考えられていたことが解る。

『古語拾遺』には、

凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡。然則御巫之職、応任「旧氏」。而今所<sub>レ</sub>選不<sub>レ</sub>論「他氏」。所<sub>レ</sub>遺九也。

とあり、鎮魂儀が神話における天鈿女命の所作に起因しているという考えは平安初期にまで遡る。しかし、物部氏の鎮魂に関して齋部広成は何も記してはおらず、『貞観儀式』以降の各儀式書においても、猿女氏の参加は見られるが、物部氏の関与は存在していない。宮廷鎮魂祭においては、物部氏の直接的関与は見受けられず、『古語拾遺』より後の平安時代初期に成立したと見られる『先代旧事本紀』の影響で、鎮魂祭と物部氏の十種瑞宝が結び付けられた可能性<sup>(26)</sup>がある。事実、先にも指摘したように、『先代旧事本紀』「天神本紀」や「天皇本紀」に見える饒速日尊が天より受け来った十種の瑞宝は『延喜式』で鎮魂八神・大直神に奉る幣帛とはほとんど一致していない。物部氏の大和朝廷における存在感からして、物部氏に伝わる鎮魂の祭儀が宮廷鎮魂祭に影響を与えていても不思議ではないが、実態の祭儀への直接的な影響は天鈿女命（猿女氏）に比して低かったのではないか。

しかし、古代における「鎮魂」そのものと物部氏が無関係であったわけではない。記紀における所伝で神武天皇が熊野にて倒れた時、高倉下がもたらした剣によって神武天皇は復活した。この刀の名を『古事記』では「佐土布都神」<sup>(27)</sup>「甕布都神」<sup>(28)</sup>「布都御魂」(『日本書紀』では「節霊」(赴屠能瀾哆磨<sup>(29)</sup>)と言い、石上神宮に鎮座しているという。石上神宮は履中天皇即位前紀に「石上振神宮」とあり、『延喜式』神名帳に「石上坐布留御魂神社」とあることから、「フツ」と「フル」は通用するものであることが推定される。『先代旧事本紀』<sup>(28)</sup>「天神本紀」には、

天神御祖教詔曰。若有「痛処」者。令「茲十宝」謂「一二三四五六七八九十」而布瑠部。由良由良止布瑠部。如「此為」之者。死人反生矣。是則所謂布瑠之言本矣。

と記すが、この「布瑠」は石上神宮の「布留御魂」の「フル」と通底し、痛みを消し復活させる力があると考えられていたことが想定される。<sup>(29)</sup>この古代における「フル」の意味は鎮魂祭の「ミタマフリ」という訓に通じ、『神祇令』祭祀としての祭儀自体とは別に、古代における魂の活性化・復活を一般に意味する「タマフリ」が存在していたであろう。

また、齋部広成は鎮魂祭における御巫の仕事は天鈿女命に淵源し、本来「旧氏」、つまり猿女氏が行うものとしていたが、先に指摘した通り、実際の儀式次第において猿女氏は舞を行うのみであり、時代が下るに従ってその存在意義はさらに薄くなっていた。この点は、本来猿女氏が行うべき所作を御巫が行っていたのではなく、『神祇令』祭祀である鎮魂祭は、当初から御巫が行うものとして成立していたと解するべきではないだろうか。前節で確認した通り、鎮魂祭は神祇官齋院に坐す八神と共に大直神を天皇のために祭る祭祀であった。その祭儀の淵源に「天鈿女命之遺跡」があったとしても、八神と大直神を祭る祭祀として鎮魂祭が編成されたため、猿女氏でなく御巫が鎮魂の儀を行うことが自然であったものと解せられる。

よって、古代における「鎮魂」そのものの淵源には記紀神話に見られる天鈿女命の所作や物部氏の伝承などが存在するものの、宮廷鎮魂祭は天皇を守護する神祇官齋院八神と大直神を祭る祭儀として編成されたため、その具体的祭儀は八神奉斎者である御巫が行うこととなった、とまとめられる。御巫の所作は天照大神を磐戸から招き出す天鈿女命の伝承に准じ、祭儀自体に物部氏の影響力はほとんどなかった。この点は天磐戸神話を含む記紀の編纂が

天武朝以後開始され、同時期に天照大神を祭る天皇祭祀の整備が鎮魂祭と連動する形で行われていったことに起因しているであろう。

#### 四、「鎮魂」の解釈について

さて、「鎮魂」(ミタマフリ、ミタマシヅメ)の解釈について最後に触れておきたい。

「鎮魂」の解釈としては「令釈」(『令集解』)の「鎮殿也。人陽氣曰<sub>レ</sub>魂。々運。人陰氣曰<sub>レ</sub>魄。々白也。然則召<sub>二</sub>復離遊之運白<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>鎮<sub>二</sub>身体之中府<sub>一</sub>。故曰<sub>二</sub>鎮魂<sub>一</sub>」や『令義解』「謂。鎮安也。人陽氣曰<sub>レ</sub>魂。魂運也。言招<sub>二</sub>離遊之運魂<sub>一</sub>。鎮<sub>二</sub>身体之中府<sub>一</sub>。故曰<sub>二</sub>鎮魂<sub>一</sub>」といった、遊離した魂を身体の中府に鎮めるといふ解釈、また伴信友のタマフリを用、タマシヅメを体として魂を身体の中府に鎮座して活き震わすといふ解釈、折口信夫の外来魂を附着させる儀であるとする考え<sup>(31)</sup>、などが存在する。

中国における魂魄説を援引した「令釈」の解釈より、「たましい」を魂と魄に分けずに説明した『令義解』のほ<sup>(32)</sup>うが古代日本の信仰に通じていたと考えられているが、これらの説で共通しているのは身体から遊離した靈魂を鎮めるといふ発想を鎮魂祭に見ている点である。そしてこの鎮魂解釈は有力な説となり、折口における外来魂の附着説にまで発展した<sup>(33)</sup>。鎮魂祭が天皇のために行われている事は事実であり、「鎮魂」に「ミタマフリ」と「ミタマシヅメ」の二種の訓が存在していることを考えれば、「タマフリ」と「タマシヅメ」を分けて、靈威・呪力としてのタマを力づけるタマフリを鎮魂祭の本来の性格とした土橋寛氏の説<sup>(34)</sup>に一定の妥当性はあるう。しかし、鎮魂祭が天皇の長久と安寧のために行われる事は確かだとしても、果たして令制祭祀である鎮魂祭儀そのものは、遊離した靈魂や外来魂を附着させ、また天皇の魂を直接に振り動かすことを目的として成立したのであるうか。

渡辺勝義氏は、天皇を天皇たらしめる威力の根源たる外来魂を身体に附着・憑依させる事例は記紀に見出されな

いことを指摘し、個の自覚が取り沙汰される平安時代はともかく、それ以前においては「身体から遊離した靈魂」という考え方は日本になかった、としている<sup>(36)</sup>。事実、記紀の天磐戸神話や『先代旧事本紀』における鎮魂祭の淵源と見なされる伝承においても、靈魂が遊離したとする記述は見出されない。『先代旧事本紀』で鎮魂儀の淵源とする「天神御祖教」においても、「若有痛処者」と記述され、「魂」の遊離は問題となっていなかった。『日本書紀』第七段本書でも、

是時天照大神驚動、以<sub>レ</sub>梭傷<sub>レ</sub>身。由<sub>レ</sub>此發<sub>レ</sub>慍、乃入<sub>三</sub>于天石窟<sub>一</sub>、閉<sub>二</sub>磐戸<sub>一</sub>而幽居焉。故六合之内常闇、而不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>昼夜之相代<sub>一</sub>。

于<sub>レ</sub>時八十万神会<sub>三</sub>合於天安河辺<sub>一</sub>、計<sub>三</sub>其可<sub>レ</sub>禱之方<sub>一</sub>。故思兼神深謀遠慮、遂聚<sub>二</sub>常世之長鳴鳥<sub>一</sub>、使<sub>三</sub>互長鳴<sub>一</sub>、亦以<sub>三</sub>手力雄神<sub>一</sub>立<sub>二</sub>磐戸之側<sub>一</sub>、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘<sub>三</sub>天香山之五百箇真坂樹<sub>一</sub>、而上枝懸<sub>二</sub>八坂瓊之五百箇御統<sub>一</sub>、中枝懸<sub>二</sub>八咫鏡<sub>一</sub>、<sub>レ</sub>一云、真經津鏡<sub>レ</sub>。下枝懸<sub>二</sub>青和幣<sub>一</sub>和幣、此云<sub>二</sub>尼枳底<sub>一</sub>。白和幣<sub>一</sub>、相与致<sub>二</sub>其祈禱<sub>一</sub>焉。又猿女君遠祖天鈿女命、則手持<sub>二</sub>茅纏之稍<sub>一</sub>、立<sub>三</sub>於天石窟戸之前<sub>一</sub>、巧作<sub>二</sub>俳優<sub>一</sub>。亦以<sub>三</sub>天香山之真坂樹<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>鬢、以<sub>レ</sub>蘿<sub>レ</sub>蘿、此云<sub>二</sub>此舸礙<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>手纏<sub>一</sub>、<sub>レ</sub>手纏、此云<sub>二</sub>多須枳<sub>一</sub>。而火処焼、覆槽置<sub>レ</sub>覆槽、此云<sub>二</sub>于該<sub>一</sub>。顯神明之憑談。顯神明之憑談、此云<sub>二</sub>歌牟鵝可梨<sub>一</sub>。是時天照大神聞之而曰。吾比閉<sub>二</sub>居石窟<sub>一</sub>、謂<sub>レ</sub>當<sub>三</sub>豊葦原中国必為<sub>二</sub>長夜<sub>一</sub>、云何天鈿女命嘘<sub>二</sub>樂如此<sub>一</sub>者乎、乃以<sub>三</sub>御手<sub>一</sub>細開<sub>二</sub>磐戸<sub>一</sub>窺之。時手力雄神則奉<sub>レ</sub>承<sub>三</sub>天照大神之手<sub>一</sub>引而奉<sub>レ</sub>出。於是中臣神・忌部神、則界<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>端出之繩<sub>一</sub>。繩、亦云、左繩端出。此云<sub>二</sub>斯梨俱梅儼波<sub>一</sub>。乃請曰、勿<sub>二</sub>復還幸<sub>一</sub>。

とあって天照大神の磐戸隠れが問題となっても、大神の魂が遊離した記述や、外来魂の記述は見出されない。

そして『貞観儀式』などから見た平安時代の鎮魂祭儀においても、祭儀自体は宮内省堂上に置かれた神座に対して行われていたのであり、その神は天皇が直接祭祀を行う天照大神や、ましてや天皇霊でもなく、神祇官齋院に坐す八神と大直神であった。八神は常時神祇官齋院に坐して奉斎されており、天皇にその御魂を附着させるために存在したとは考えにくい。

また、御衣の振動・宇気の鉾衝は「ミタマフリ」であり、糸結は「ミタマシヅメ」であるとする解釈も存在するが、鎮魂祭儀に天皇自体の直接関与は存在せず、内裏から御衣がもたらされるのみであり、鎮魂祭儀自体は天皇の玉体そのものに対して行われるものではなかった。内裏からもたらされた御衣も祭儀の対象ではなく祭儀に使用される物品であった。『延喜祝詞式』「鎮魂齋戸祭」においても、御衣は天皇の安泰を祈念するための奉り物として表現されていた。祭儀の作法に「鎮魂」の意味があったとしても、儀式次第を素直に読めば、鎮魂祭は遊離した靈魂や外来魂を天皇に附着させる祭儀や、天皇の御魂を直接に活性化させる呪術ではなく、神々に対して祭儀を行うことで天皇の長久と安寧を祈った祭儀であると解されるのである。

天皇は鎮魂祭の翌日に自ら天照大神に神饌を奉る新嘗祭を行う。その祭儀においても外来魂を附着させる所作は存在しておらず、天照大神に食事を奉ることで祭儀は尽くされていた。<sup>(40)</sup>新嘗祭の前日に行われる鎮魂祭においては、常時神祇官齋院に坐す八神を宮内省に坐し、大直神も加えて、その神々に対して神祇官が行う祭祀であり、御巫が炊飯した御飯を奉り、種々の幣帛を供えて祭儀が行われる。「鎮魂」の語義そのものは別として、御魂を天皇に鎮めるといふ鎮魂祭解釈は後代の説であり、鎮魂祭そのものは神々への祭祀と祈念でしかなかった。鎮魂祭は「鎮魂」(ミタマフリ・ミタマシヅメ)を直接天皇に行う祭儀ではなく、神々への祭祀を通じて間接的に天皇の身体の保全と長久を祈る祭儀であったのである。ここでは、八神と大直神に対して鎮魂の儀を行って祭ることが、結果として天皇を守護することにつながると観念されていたのであろう。

## おわりに

鎮魂祭は天武十四年から新嘗祭の前日に執行されてきたと考えられる。新嘗祭は天皇が天照大神に神饌を奉る儀を中核とする祭祀であり、宮内省が管掌する内廷的機構が多く関わる祭祀であった。それに対して鎮魂祭は、天皇の長久を祈って行われる天皇関係の祭祀であることは確かだが、天皇自体が直接関与することはなく、外廷的機構が主に関わる祭祀構造となっていた。

鎮魂祭儀の中核には御巫の所作が存在し、鎮魂祭は御巫によって神祇官齋院八神と大直神を祭る祭祀であった。天皇は天照大神のみしか直接に祭ることはできず、八神と大直神への祭祀は、それが天皇に関わるものであっても、御巫や神祇官に任せるしかなかった。

鎮魂祭は当初より新嘗祭と関連していたが、天照大神を祭る天皇親祭とそれ以外の神を祭る国家祭祀とで二重の構造となっていた。天皇が天照大神を祭ることは当然であるが、新嘗祭が確立するにあたってそれだけでは不十分と考えられていたのであろう。常時は神祇官齋院に祭られる八神の座を宮内省に設けて行われる祭儀は、天皇のために八神・大直神を祭って執行される。国家祭祀と天皇祭祀が二重構造で併存されたのは、天皇が天照大神を祭りながら、付随して天皇や国家にとって重要な神を祭る必要性があったためであり、特に八神への祭祀は天皇守護に大きな働きをもたらすと考えられていたためであろう。

## 註

- (2) 八束清貫「鎮魂祭について(一)」・「鎮魂祭について(承前)」・「鎮魂祭について(承前・完)」『神道学』第十二号・十四号・十六号 昭和三十二年二月・八月・昭和三十三年二月、川出清彦「鎮魂祭古儀考」『大嘗祭と宮中の祭り』名著出版 平成二年六月(初出は『神道史研究』第二十七卷第二号、昭和五十四年四月)、安江和宣「鎮魂祭の儀―特に木綿結びについて―」皇学館大学神道研究所編『大嘗祭の研究』皇学館大学出版部 昭和五十三年四月、など。
- (3) 肥後和男「鎮魂の儀について」『千家尊宣先生還暦記念神道論文集』(神道學會、昭和三十三年九月)、新谷尚紀「大和王権と鎮魂祭 民俗学の王権論・折口鎮魂論と文献史学との接点を求めて」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五二集 平成二十一年三月、など。
- (4) 柳井己酉朔「天岩戸神話の鎮魂的要素」『天岩戸神話の研究』桜楓社 昭和五十二年四月(初出『國學院雜誌』第六十二卷第十号、昭和三十六年十月)、松前健「鎮魂祭の原像と形成」『王権祭祀論』(『松前健著作集』第六卷) おうふう 平成十年三月(初出は横田健一編『日本書紀研究』第七冊 塙書房 昭和四十八年三月) など。
- (5) 山口剛史「鎮魂祭御祈禱に関する一考察」『神道史研究』第五十七卷第一号 平成二十一年四月、「鎮魂祭と白川家に関する一考察」『神道史研究』第五十七卷第二号 平成二十一年十月。
- (6) 新谷尚紀註三前掲論文。
- (7) 木村大樹「神今食の神饌供進儀に関する考察―大嘗祭卯日神事と関連して―」『神道研究集録』第三十一輯 平成二十九年三月
- (8) 大嘗祭(新嘗祭)は天皇による天照大神への親祭であり、国家機構である神祇官はその準備や前段行事としての班幣にしか主には関わらない。神祇官は大嘗祭(新嘗祭)において天照大神を直接祭ることはあり得ず、神祇官の職務は天皇が行う祭祀を周辺にて支えるものと位置付けられる。
- (9) 岡田莊司「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大嘗祭―」『國學院雜誌』第九十一卷第七号 平成二年七月(『平

安時代の国家と祭祀」統群書類従完成会 平成六年一月)。宮内省を一概的に内廷であることはできないが、内廷機構を充実・拡大しながら外廷機構をも包含して成立した、とは言えるだろう。宮内省に関して東野治之「内廷と外廷―宮内省の性格を中心として―」『統日本紀研究』第二二二号 昭和五十六年十二月、小林泰文「宮内省の成立」『日本古代史論苑』図書刊行会 昭和五十八年十二月、など参照。

- (10) 祈年祭の祭儀構造に関しては拙著「古代祈年祭の祭祀構造に関する一考察」『神道宗教』第二四七号 平成二十九年七月、木村大樹「班幣行事の復元的考察」『國學院大學大學院紀要―文学研究科―』第四十九輯 平成三十年三月、などを参照。

- (11) 岡田莊司「古代の国家祭祀―祈年祭の淵源を探る―」『神道史研究』第六十五卷第二号平成二十九年十月

- (12) 野口剛「御巫考」『古代文化』第四十四卷第八号 平成四年八月（『古代貴族社会の結集原理』同成社 平成二十八年十月、に再録）

- (13) 藤森馨氏は、新嘗祭に臣下との直会が付随している点より、神今食より新嘗祭に国家性が強いことを指摘している（「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造―」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館 平成二十九年十二月、初出は『國學院雑誌』第九十一卷第七号 平成二年七月）。神今食の行われる六・十二月に鎮魂祭が存在せず、「嘗」祭にのみ鎮魂祭が連動することは、神今食と新嘗祭の質的差異が存在することの明証である。『延喜祝詞式』「鎮魂齋戸祭」では一年間の天皇の安泰が祈念されていることを踏まえると、新嘗祭は一年間を祈念の対象とし、神今食は半年を対象としたことは確実であり、規模の大小という差異は明瞭に存在する。両祭の位置づけを巡ってさらなる考究が必要であると考えられる。

- (14) また、大豆・小豆・生栗子・搗栗子・干柿・橘子の七種は「神四座草餅料。自余不<sub>レ</sub>須也。」と注記され、神祇官齋院八神と大直神のうち四神のみに対する神饌も存在していた。この四神は神祇官八神のうち大嘗祭齋郡の齋院に祭られる



八神と重なる「高御魂・大宮乃売・大御膳都神・辞代主」の四神であろうか。再考を期したい。

(15) 伴信友註「前掲論文」。

(16) この「佐奈伎」は『古語拾遺』に「鉄鐸（古語、佐那伎）」（中略）手持「着鐸之矛」、而於「石窟戸前」覆「誓槽」、（古語、宇氣布禰。約誓之意）拳「庭燎」、巧作「俳優」、相与歌舞」とある。「鉄鐸」と同種の物と想定され、『延喜式』では鐸をつけた矛を指していると考えられる。

(17) 松前健註「四前掲論文」。

(18) 義江明子「女巫」と御巫・宮人―鎮魂儀礼をめぐる―「櫻井徳太郎編『シャーマニズムとその周辺』第一書房平成十二年十二月

(19) 老田理恵子「内膳司について」『神道研究集録』第三十輯 平成二十八年三月

(20) 『延喜式』「臨時祭」によると御巫を始めとする巫は「取「庶女堪」事「充之」とあるが、座摩巫のみ「都下国造氏童女七歳已上者」が充てられる。座摩巫の設定と祈年祭祀との関係について岡田莊司註「十一前掲論文参照」。

(21) 氏族祭祀権への不介入性などについては、黒崎輝人「相嘗祭班幣の成立」『日本思想史研究』第十三号 昭和五十六年三月、岡田莊司「古代の法制度と神道文化―天皇祭祀に関する不文の律、不文の法―」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号 平成二十一年十一月、を参照。

(22) 安江和宣「御衣振動に関する一考察」『皇學館論叢』第十一卷第二号 昭和五十三年四月

(23) 『日本三代実録』貞観二年八月二十七日には「夜、偷兒開「神祇官西院齋戸神殿」。盜「取三所齋戸衣。并主上結御魂緒等」とあり、神祇官齋院にある齋戸で御衣と鎮魂祭で神祇伯が結んだ木綿の緒（結御魂緒）が約一年間鎮められていたことが解る。齋戸（イハヒベ）に関して谷省吾「鎮魂齋戸祭に関する一考察―齋戸はイハヒベであらう―」『神道史研究』（第二十八卷第一号、昭和五十五年一月）を参照。

- (24) 肥後和男註三前掲論文、松前健・柳井己酉朔註四前掲論文、鎌田純一『先代旧事本紀の研究(研究の部)』(吉川弘文館 昭和三十七年三月)、倉林正次「神話と祭り」『神道史論叢』(瀧川正次郎先生米寿記念論文集)(図書刊行会 昭和五十九年五月)、渡辺勝義「古代の鎮魂祭」『鎮魂祭の研究』(名著出版 平成六年十一月(初出は『宗教研究』第二四九号、平成四年十二月))など。肥後和男氏が「宮中における鎮魂祭が本来は猿女氏から出た巫によつて執行されたことを想像したい」とするなど、物部氏の伝承より、天磐戸神話と結びつけて鎮魂祭を解釈する方が一般的な見解である。
- (25) 鎌田純一註二十四前掲論文。
- (26) 工藤浩氏は「猿女系の呪術に基づく鎮魂祭儀礼に物部系の鎮魂が加えられたのは、律令祭祀の体制が整備される八世紀中葉であるとし、物部氏の鎮魂祭への影響が先だつて『先代旧事本紀』が成立したとする(『記・紀神話と鎮魂祭』『国文学研究』第一二八号 平成十一年六月)。
- (27) 松前健註四前掲論文。
- (28) 鎌田純一『先代旧事本紀(校本の部)』吉川弘文館 昭和四十五年六月、を使用した。
- (29) 『年中行事秘抄』所引「鎮魂歌」には「イソノカミ。フルヤシロノ、タチ」とあり、神武天皇を復活させた「フツノミタマ(フルノミタマ)」のことを指しているものと思われる。
- (30) 伴信友「比古婆衣」(二十の巻)『伴信友全集』巻四 図書刊行会 明治四十年四月。また、信友は「ミタマフリ」を「御衣を御魂実として、振り動かし奉る事」とし、「ミタマシヅメ」を「然為して御魂を鎮め奉る」事としている(『鎮魂傳』註一前掲論文)。
- (31) 折口信夫「大嘗祭の本義」『折口信夫全集』第三卷 中央公論社 昭和五十年十一月(昭和三年講演筆記)
- (32) 藤野岩友「鎮魂」の語義とその出典と『國學院雜誌』第六十九卷第十一号 昭和四十三年十一月
- (33) 靈魂が遊離するという觀念を鎮魂祭に見る見解は他にも肥後和男註三前掲論文、柳井己酉朔註四前掲論文、などが存

在する。「鎮魂」を文学的に捉えた論考に高橋文二「あくがるる心」と鎮魂―古代文学研究の一つの視座―』『古代の歌と説話』（研究叢書九六）（和泉書院、平成二年十一月）などがある。

- (34) 折口信夫の説に関して「たまふり・たましづめ」「天皇霊」西村亨編『折口信夫事典』（大修館書店 昭和六十三年七月）が詳しく、折口の靈魂観に関して小川直之「折口信夫の靈魂論覚書」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十四号（平成十九年十一月）などがある。

- (35) 土橋寛「鎮魂祭とその起源説話」『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店 昭和四十年十二月

- (36) 渡辺勝義「魂」という概念に関する考察』『鎮魂祭の研究』名著出版 平成六年十一月

渡辺氏は同書所収「古代の鎮魂祭」（註二十四前掲論文）において、鎮魂祭の原像を「個人の私的な呪術としてではなく、天皇家と諸豪族集団との国譲り・国生み（支配・被支配）の場における祭祀」として捉えている。しかし、『貞観儀式』などに見られる儀式の主な執行者は神祇官（御巫）であり、御巫は庶女から選定されている。鎮魂祭儀そのものに諸豪族集団の影は薄い。鎮魂祭が国家の祭祀であることは確かであるが、諸集団の結合を念頭に置いているとは捉え難い。

- (37) 新編日本古典文学全集『日本書紀』小学館 平成六年四月、を使用した。

- (38) 八束清貫・川出清彦註二前掲論文。

- (39) 松前健氏は、最初は直接に天皇の大御身に対してタマフリがなされ、後世、天皇の御衣をもって代用したとする（松前健註四前掲論文）。しかしそのことを明証する史料がなく、また鎮魂祭儀自体も御衣に対するものというより神座に対する儀式とすべきであり、鎮魂祭には成立当初から天皇の出御がなかった、もしくは必要がなかったと考えるのが妥当であろう。

- (40) 岡田莊司「大嘗祭―真床覆衾論と寢座の意味―」『大嘗の祭り』学生社 平成二年十月（初出は『國學院雑誌』第九十二卷第十二号 平成元年十二月）、木村大樹註七前掲論文。